

社会福祉法人標茶町社会福祉協議会役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人標茶町社会福祉協議会定款第25条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に、費用弁償として旅費を支給する。この場合、支給する旅費の額等については、役員等実費弁償支給規程によるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。